

## お知らせ

### 雑損控除等の申告相談会について

災害により住宅や家財に被害を受けた方は、所得税申告の際に雑損控除または災害減免法を適用することで、令和元年分所得税の全部または一部が軽減される場合があります。太田税務署および常陸大宮市では、被災された方を対象とする申告相談会を開催しますのでご利用ください。

- 日 時 令和2年2月10日(月)、2月12日(水)  
受付開始 9:00  
相談開始 (午前の部) 9:30～ (午後の部) 13:00  
受付締切 (午前の部) 11:30 (午後の部) 15:00
- 場 所 常陸大宮市役所2階大会議室

被害を受けた方は、通常の確定申告の際に必要な書類のほかに、次の書類を揃えられる範囲でお持ちください。

- ①被害を受けた資産の取得時期・価額の分かるものまたは面積が分かるもの(請負契約書または登記事項証明書等)
- ②被害を受けた資産の取壊し費用・修繕費用等の分かるもの(領収書等)
- ③被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金支払通知等)
- ④り災証明書等

問 太田税務署 個人課税第一部門 ☎0294-72-2171

※自動音声の案内にしたがって「2」を選択してください。

### 太田税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

- 会 場 太田税務署  
○期 間 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで(土、日および祝日を除きます)  
○時 間 相談受付：8:30から16:00まで(提出は17:00まで)  
相談時間：9:00から17:00まで

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しくください。

なお、相談内容が複雑な場合は、15:00頃までにお越しくください。

※確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としております。

#### ◇平日以外の申告会場

太田税務署では、水戸税務署および日立税務署と合同で、下記のとおり、平日以外でも確定申告書の受け付けや申告相談、納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行っていません)。

- 日 時 令和2年2月24日(月)、3月1日(日)  
○受付時間 9:00から16:00まで  
○場 所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※この2日間は太田税務署での業務は行っていません。

問 太田税務署 個人課税第一部門 ☎0294-72-2171

※自動音声の案内にしたがって「2」を選択してください。

#### ◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。

なお、作成した申告書は、e-Taxで送信(ID・パスワードを入力して送信またはマイナンバーカードを使って送信)、印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

※ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、取得されていない方は、是非お早めに取得してください(発行の際、税務署で職員と対面による本人確認が必要です)。